

随意契約（相手方指定）調書

件名	備品購入契約（キッズルームスライダー）	No.5200438
工（納）期	令和5年10月2日	
契約締結日	令和5年5月29日	
契約金額	1,969,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社元コーポレーション (法人番号：1120001129065)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>備品購入契約（キッズルームスライダー）</p>
<p>指名業者 （案）</p>	<p>名 称 株式会社元コーポレーション 所在地 東京都港区三田1-11-15 代表者 代表取締役 島田 和恵</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、荒川総合スポーツセンターキッズルーム内のエアスライダーが経年劣化により空気漏れが多発しているため、新たにすべり台を購入する契約である。 主管課からは、部の機種及び業者選定委員会の了承を得たうえで、契約相手方を指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、平成22年度に公募したキッズルームに設置する体育遊具の物品提案において、遊具の色取りや機能性、安全性の確保等で高い評価を得て選定された物品のメーカーである。それぞれの遊具が組み合わさって一体となった遊具であるため、全体の機能面を維持し、デザイン等の統一性を確保するためには、同一業者の製品にする必要がある。</p> <p>② 上記業者は、指定管理業者から、キッズルーム内のすべての遊具の定期点検や補修等の保守管理を受託しているが、異なる業者の遊具を導入した場合、一体的な保守管理ができなくなるほか、組み合わせられた遊具の安全性が十分に確保できない恐れがある。また、保守管理業者が複数になることで、限られた時間内での点検や問題発生時の対応等の調整が難しくなる。</p> <p>③ 危険防止のため、早急に購入する必要があるが、上記事業者は施設のレイアウトや設置方法について熟知しているため、最も適切な遊具を選定し、迅速かつ確実な設置が可能である。</p>
	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>